

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp/

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
令和元年8月30日(金)	長野県総合教育センター第2研修室 (塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4)	午後1時00分~4時00分
令和元年9月30日(月)	長野県自治会館1階会議室	午後1時30分~4時30分

2 令和元年10月介護報酬改定について

1. 介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

令和元年10月より介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとなり、新たな特定処遇改善加算が下表のとおり設定されます。

(1) 加算算定対象サービス

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

(2) 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

2. 区分支給限度基準額及び低所得者の食費・居住費の負担軽減(補足給付)の見直しについて

令和元年10月の消費税率引き上げによる影響分について、下表のとおり見直しが行われます。

(1) 区分支給限度基準額

	支給限度額(円)【見直し後】	支給限度額(円)【現行】
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

(2) 低所得者の食費・居住費の負担軽減(補足給付)

		基準費用額(月額)	負担限度額(月額)				
			上段:見直し後	下段:現行	第1段階	第2段階	第3段階
食費		1,392円(4.2万円) 1,380円(4.2万円)			300円(0.9万円)	390円(1.2万円)	650円(2.0万円)
居住費	多床室	特養等	855円(2.6万円) 840円(2.6万円)		0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)
		老健・療養、医療院等	377円(1.1万円) 370円(1.1万円)		0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)
	従来型個室	特養等	1,171円(3.6万円) 1,150円(3.5万円)		320円(1.0万円)	420円(1.3万円)	820円(2.5万円)
		老健・療養、医療院等	1,668円(5.1万円) 1,640円(5.0万円)		490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)
	ユニット型個室の多床室		1,668円(5.1万円) 1,640円(5.0万円)		490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)
	ユニット型個室		2,006円(6.1万円) 1,970円(6.0万円)		820円(2.5万円)	820円(2.5万円)	1,310円(4.0万円)

3 電子請求受付システムでの通知文書の取得期間について

標記について、事業所が通知文書(介護給付費等支払決定額通知書等)を取得できる期間は、文書の状況により異なります。取得可能な期間を過ぎた通知文書は、パソコンへの取り込みが不可能になりますので、注意してください。取得可能な期間であれば、通知文書は何回でもパソコンへ取り込むことができます。

電子請求受付システムにおける通知文書の取得可能期間は、以下のとおりです。

通知文書の状況	通知文書の取得可能期間
[完了]	事業所がすべての通知文書を取得して、状況が[完了]となった日から90日以内です。
上記以外(未取得など)	取得可能期間の制限はありません。

※処遇改善加算総額のお知らせ等の連絡文書については、登録日より1年6ヶ月後の日付が提示終了日として設定されます。また既読状態となった場合の取得可能期間は、既読状態となった日から90日以内ですのでパソコンに保存するなどの対応をお願いします。

令和元年8月審査分の支払日は9月27日(金)、9月審査分の締め切りは9月10日(火)です。
8月審査分の返戻通知等の送信日は9月2日(月)、送付日は9月3日(火)を予定しております。